【規程番号　神女大Ⅵ－005】

神戸女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規則

（趣　旨）

第１条　この規則は、神戸女子大学奨学金返還免除候補者選考規程（以下「選考規程」）第５条の規程に基づき、本学におかれる神戸女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営について定めるものとする。

（任　務）

第２条　委員会は、選考規程による候補者の選考に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 各研究科から選考された候補者の選考

(2) 推薦する候補者の順位

(3) 選考基準及びその他の取扱い

(4) その他候補者の選考及び推薦に関する必要事項

２　前項第２号については、選考規程第３条４項の順位に基づき、各研究科及び全学的な均衡に配慮して行うものとする。

（組　織）

第３条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

（委員長等）

第４条　委員長は、学長をもって充てる。

(1) 委員長は委員会を召集し、議長となる。

(2) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員に、その職務を代行させることができる。

（委　員）

第５条　委員は次に挙げる者とする。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 文学研究科長

(4) 家政学研究科長

(5) 健康栄養学研究科長

(6) 看護学研究科長

(7) 心理学研究科長

(8) その他必要に応じて委員長が指名する者

（任　期）

第６条　前条第７号の委員の任期は、当該年度内とし再任を妨げない。

２　委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会　議）

第７条　委員会は、委員の３分の２以上出席がなければ会議を開くことができない。

２　議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員会の議を経て委員長が決定する。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（調査依頼）

第９条　委員会は、選考に関する専門的事項について、専攻主任会に調査依頼することができる。

（補　足）

第10条　この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は必要に応じて部局長等会議の意見を聴くことができる。

附　則

この規則は、平成17年12月22日から施行する。

附　則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。